

## 事業主・加入者の皆様へ

## 短縮版

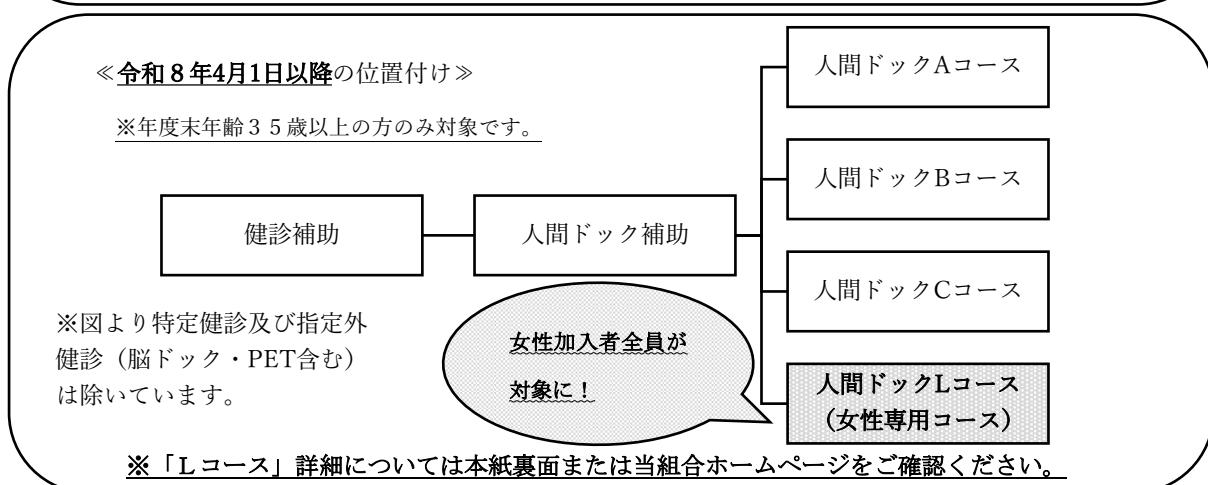
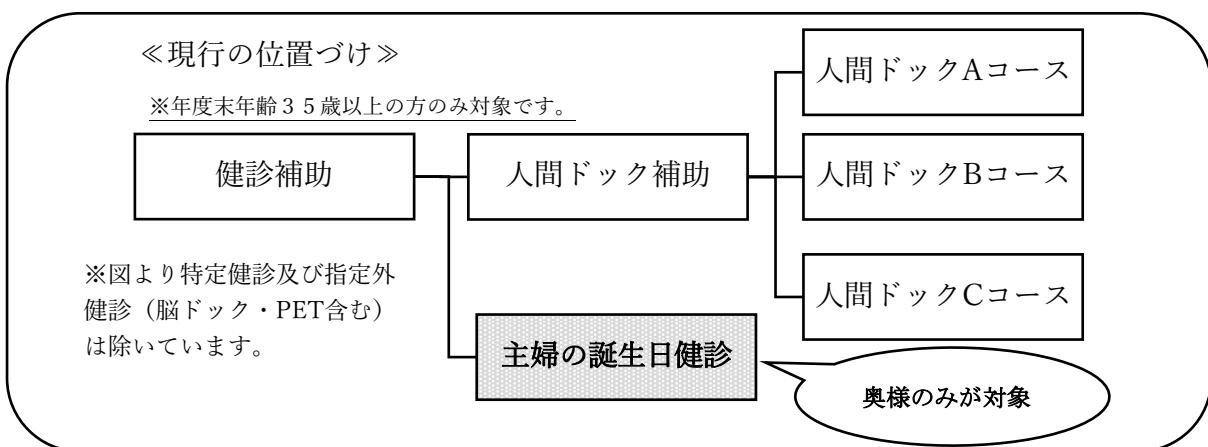
※全体版はこちらから  
確認いただけます→西日本プラスチック工業健康保険組合  
保健事業担当〔健診補助〕令和8年度変更点についてのお知らせ

## ◎「主婦の誕生日健診」制度が生まれ変わります！

近年、女性の社会進出や社会保険の適用拡大を背景に、被保険者となる女性の割合は年々増加しており、今後もこの傾向が続くと見込まれます。こうした変化を踏まえ、当組合では現行の「主婦の誕生日健診」制度について、抜本的な見直しを行いました。本紙ではその変更点について概要を説明します。加入者の皆様におかれましては、本制度改定の趣旨をご理解賜りますようお願い申し上げるとともに、今後とも変わらぬご利用をお願い申し上げます。なお、本紙は制度変更を簡単に説明した「短縮版」のため、内容の詳細（全体版）につきましては別途当組合ホームページをご確認ください。（右上のQRコードからご確認いただけます。）

## ◎「主婦の誕生日健診」の位置付けの変更について

「主婦の誕生日健診」は令和8年4月1日以降「人間ドックLコース」に変更されます。また、この変更によって『人間ドック』の分類に再分類され、年度末年齢35歳以上の妻以外の女性被保険者・女性被扶養者の方も受診できるようになります。



## 短縮版

※全体版は当組合ホームページをご確認ください。

### (1~3月生まれの奥様へ) 4月以降の受診について

⇒令和8年度変更に伴う経過措置として、令和8年度に限り人間ドックLコースと主婦の誕生日健診の両方とも受診していただいて問題ありません。ただし、一部健診機関においては令和8年3月31日まで受診終了となる健診機関(当組合ホームページ「全体版」参照)があるため、受診前によくご確認いただき、可能な限りお早めに受診ください。また、「主婦の誕生日健診」は前述の通り廃止され、「人間ドックLコース」に4月以降順次切り替えとなりますので、これまでのよう~~に「主婦の誕生日健診」本来の受診可能期間を超えての延長依頼は受付できない場合がございますのでご了承ください。~~

現行の「主婦の誕生日健診」は受診期間が誕生日月を含む4か月間としていることから、1~3月生まれの方は下表の通り、令和8年4月1日以降開始の「人間ドックLコース」と既存の「主婦の誕生日健診」の受診可能期間が重複します。(「☆」が付された期間)

[参考] 主婦健の受診可能期間 (※下図の網掛け箇所は受診可能期間を表します。)

誕生月	受診可能期間 (原則として誕生月を含む4か月間)						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月~
1月生まれ	○	○	○	☆	×	×	×
2月生まれ	×	○	○	☆	☆	×	×
3月生まれ	×	×	○	☆	☆	☆	×
4月生まれ 以降	※「主婦の誕生日健診のお知らせ」は発券されません。 Lコースを受診ください。			4月より「人間ドックLコース」開始。 →☆の期間においては重複受診可能に。			

※上図の記号「○、☆」: 健診を受診できる 「×」: 健診を受診できない をそれぞれ表します。

[その他注意事項] 一部の健診機関においては諸事情により、「人間ドックLコース」に切り替わらず受診終了となったり、「人間ドックLコース」の開始時期が7月以降に遅れたりする健診機関がございますのでご注意ください。詳細につきましては当組合ホームページ「全体版」をご確認ください。

### 〔新設「人間ドックLコース」の主な変更点について (一部抜粋) 〕

- 受診可能な対象者の範囲が拡大されます。(妻以外の続柄も受診可能になります。)
- 「お知らせ」(ピンク色の案内用紙)の発行がなくなり、持参物が減ります。
- 受診期限あり(4か月間)から通年受診可能となり、受診の融通が利くようになります。  
※受診日時点で当組合の被保険者または被扶養者の資格を有している必要があります。
- 自己負担額「1,000円+総健診費用の消費税額」→「3,000円+総健診費用の消費税額」  
※指定外健診においては消費税相当額を除く総健診費用から3千円を除く上限2万円まで補助します。